

(仮称) 高田馬場駅周辺エリアまちづくり協議会 会則 (案)

(名称)

第1条 本会は、「高田馬場駅周辺エリアまちづくり協議会」(以下、「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 高田馬場駅周辺の地域特性を活かしたまちの将来像を策定するため、本協議会により検討、意見交換、意向把握を行う。また、検討にあたっては、高田馬場駅周辺エリアまちづくり検討委員会と連携を図りながら進めるものとする。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の了承のもと、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、新宿区都市計画部景観・まちづくり課に置く。

(書面による議事)

第5条 やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面により会議の開催に代えることができる。

(雑則)

第6条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の議を経て別途定める。

(付則)

この会則は、令和 年 月 日から施行する。